

<ストップ！離婚後共同親権 あなたの声をきかせてくださいアンケートより、
当事者の声一抜粋> (2024年3月15日～3月29日)に寄せられた回答

新日本婦人の会

1 夫から避難した身としては、まずとても怖いと思います。裁判所がしっかり DV 認定をしてくれれば良いけど、子どもの証言があっても難しかった。

元夫は子どもたちの引き渡しの裁判まで起こしてきたけど、うちは避難して三人で安定して暮らしているから、それは取り下げ勧告が出された。あくまで、「DV 親」だからではなく、子どもに環境の変化を与えないためと。子どもたちの証言があっても面会を無理にさせようと裁判所から圧力をかけられた。父親と母親に育てられた方が幸せだと裁判官にも言われて発狂した。そのセリフの繰り返しで。でもそれが標準的らしい…。

そんな現状の中で法律が変わったら、確実に救われない被害児が出てくると思います。闘う相手が DV 夫と裁判所です。さらに法律も変わったらたいへん。少なくとも DV の疑いで争っている場合にはこれまで通りの方がいいと思います。

疑わしきは罰せずという姿勢や証拠提示が困難(子ども本人が証言しても、看護親に言わされていると解釈される)な現状で、共同親権を主張されたら子どもの安全は守られないと思います。

子どもが怖がっているのに、裁判官はその恐怖の記憶を優しいお父さん像にすり替えましようと言っているから。

ある弁護士さんから聞いた話ですが、性的虐待を受けた中学生の女の子と加害親を2人っきりで面会させた裁判所があったと。面会した途端にぎゃーと泣き叫んで、やっと面会は厳しいですねと言う判断になったとか。マジックミラー越しに様子を裁判官と調査官と弁護士さんで見っていたらしい。もともと面会を拒否していたのに。信じられない。守ってくれないどころか裁判所も敵。

裁判所も痴話喧嘩、他人事扱いだから、守ってくれない上に共同親権を武器に圧力を掛けやすくなるから大問題だと思う。(東京都/女性 40代)

7 私の場合はDVと、「こうしなければ、やってあげない」「生活費渡さない」などの脅しです。疲れ果て離婚しました。うちは、離婚後も話し合いを重ね上手くいってる方ですが、子どもの意見や子どもを取られた方と、裁判で、勝った方の意見が違うのは当たり前だと思います。ただ、上手く協力を得ているとはいえ、一緒には居たくない、前の事が蘇るのは確かなんですから。(山形県/女性 40代)

20 子どもが1人離婚経験があります。家庭裁判所までは行きませんでした。元夫には離婚を縛られた事があるので、共同親権になったら大変だと思います。

話し合いが出来る環境であれば離婚しませんし、円満離婚であれば良いですが、それでも決定権が2人になると子どもが大変になると思います。

家庭裁判所がどういう経過で、共同親権にするのかを明確にしてもらわないと不安がいっぱいです。特にDV加害者は共同親権を主張しています。被害者のためにも慎重な議論をお願いしてほしいです。ここまで早く進むのは裏で何か動いているのでは?と疑ってしまうほどです。(北海道/女性 30代)

48 私自身、元旦那のDVが理由で離婚に至っています。最終的に警察が介入する形となり、離婚後も半年

間しか実効性のない接近禁止令を何度か申し立てました。※発令されてる間にも接近を図り、結局逮捕という形になりましたが。

その間にも元旦那は自身の家族に、子どもを取り返したいという旨の手紙を出しています。

今でこそ元旦那に居場所がバレないように、住民票の閲覧禁止をかけているにもかかわらず、離婚後の共同親権はDV被害者にとって迷惑以外の何者でもありません。(もちろん穏便に離婚されている方々は別ですが)(兵庫県/女性30代)

51 離婚しています。そもそもいろいろな問題を話し合っても解決できないから離婚に至るので、離婚後に子に関わる問題を話し合う事が出来るとは思えないです。実際元旦那とは、うまく話し合えたことはありませんし、未だに仲は最悪です。この制度が成立すると聞いてゾッとしました。いろいろな決定を意図的に反対されたら子どもはどうなるのでしょうか？子どもを引き取る親は住みたい所に住むこと、子どもは保育園にも行けないのでしょうか？

離婚した相手とうまく関係が築けている元夫婦は片親親権に関係なく子どもに関わる決定をしている(または出来る)と思います。それが出来ている夫婦がどれだけいるのか知りませんが周りの離婚経験者で見たことはありません。(女性40代)

55 離婚後、日本の女性は、賃金が低く経済的に大変になります。生活保障も十分でない中、過酷に働きながら、こどもの心身の状態に注意を払い、日々をこなしています。受診や進学で両親の意見が合わない中で子どもに不利益が生じることはないように。とにかく当事者の声を最優先にして、拙速に決めないでください。(兵庫県/女性40代)

64 子どもの人生の節目において、離婚した元夫婦で何度も「リベンジマッチ」が起きます。私は共同親権に反対です。(兵庫県/女性30代)

67 娘も子ども2人をつれ離婚しました。協議離婚が少しもめましたが娘が親権を持ちました。共同親権導入されると協議の力関係や選択肢になることから子どもの安全が守られないこともあるのではないかと不安があります。慎重にして欲しいと思います！(山梨県/女性70代以上)

70 DV経験者です。(加害者はDVで逮捕歴あり、子どもは認知あり)

選択的夫婦別姓待ち事実婚の方々のように、当事者間の真摯な合意と共同養育実態がある事実婚夫婦のみに限って「共同親権」を認める法改正なら理解しますが、非合意型強制共同親権は、社会に混乱を招くばかりでなく、子どもの利益を大きく損ねることは、容易に想像できます。というか、共同親権の賛否以前に、「共同親権運動」のプロパガンダと「共同親権議論」のプロセスがあまりにおかしく、既に実害(支援現場や被害者の萎縮)が出ており、それこそがDV虐待被害者への二次加害そのものだと思います。

また、家父長制思想、女性差別・女性やひとり親の貧困・DV虐待被害者支援策の無策、子どもの権利軽視など、すべての問題がここにぎゅぎゅっと濃縮されています。

気が遠くなりそうですが、これからも、当事者として、そして市民として、負けずに、声を上げ続けたい。(福岡県/女性40代)

78 私はDV別居真っ最中です。別居し調停を行い決裂し訴訟中です。その間婚姻費用をきっちり守って払われたことはありません。面会だけは要求してきます。

そして調停、訴訟どちらも同じ親権について揉めています。子どもに暴力を振るっておきながらです。調査官の調査も、生活環境や暴力があり兇相が動いていること、不誠実さから見ても明らかに親権を取るの不利である状況を調停の場で再三伝えられても親権をくれるなら離婚に応じるの一点張りです。

相手側の主張は、私は面会をしに自宅へ訪れ平日子どもの世話をすればいいというのです。そうです。親

権。が欲しいのではありません。離婚をした後でも嫁という世話係とストレス発散係を置いておきたいから親権という縛りが欲しいのです。

今、現在も揉めていますがこの案が通るとなると夫はさらに輪を掛けて親権を主張すると思います。何が悪いのか？ それは離婚ができれば役所やたくさんの手続きがスムーズであり、離婚できなければ困窮するリスクがあります。そこで夫は親権を共同にしてくれればオッケーを出すという引き合いに出してくるであろうと思うからです。

逃げるよう別居したお母さんたちはシェルターに保護されたりしない限り保護命令があれば、支援措置があれば母子手当が受給できるという知識にたどり着けないお母さんたちも多くいます。そして保護命令は敷居が高くモラハラでは出ませんし支援措置でも警察などのやりとりも必要です。

大前提に平日しかやっていない警察と市役所、裁判所を何度も往復する＝仕事を休むという生活に直結する事態になるのです。そこに引き合い材料である共同親権が出てきてしまえばさらに相手はごねるし離婚成立は大幅に伸びます。

子どもを育て、仕事をし、離婚にまで手がかかる。そんなメンタルでどう子育てをすれば良いのか疑問でしかありません。そして逃げるように出たお母さんには時間がありません。

あまりにも被害者側ではなく加害者側に寄り添う案でしかない。

それならマイナンバーがあるのだから相手側の養育費の差押えを全国的にすすめてほしい。

法テラスに頼めばいいと言う偉いさんはたくさんいらっしゃいます。シェルターなどではなく個人で頼む場合法テラスが認められ進むまでに数ヶ月必要です。逃げ出てきたお母さんの数ヶ月は短くありません。

何故正直者が不利になり、所得を隠しグレーゾーンを永遠とひた走る相手が何も責任を果たしていないのか。もっともっと把握してください。母子の困窮の根底はそこにあります。親権云々ではありません。

そもそも共同親権をしっかりと行えるような円満離婚されるご家庭にはこのような案がなくてもお父さんは責任を果たしておられると思いますしお母さんもしっかりと子どもを支えていらっしゃると思います。もっと違うことで議論してほしい。困窮したお母さんが心を病んで生活保護を受給し始めるのではなく自立への知識をもっと国から市から役所から寄り添って教えてあげてください。(三重県／女性 30代)

79 酷い DV で母子共に殺されそうになり、母子で逃げたが何処までも探し廻られた。最終的に何とか離婚。(女性 60代／反対)

81 私は、モラハラ DV の深刻化により、避難→別居→離婚に至ったものです。婚姻時は、幼い子どもを抱えて元夫と暮らしていましたが、元夫は私に子どもが生まれ育児休暇で職場から離れて生活していると急に態度が横柄になり、家事の些細なミスや子供の育児に追われて食事の時間が遅くなってしまったことなどをきっかけとして、怒鳴ったりものを投げてくるようになりました。

子どもが起きてしまい泣こうが関係なく、深夜でも、夜酒を飲んで、寝室へやってきて、「思い出したが、あの時のあれも面白くなかった」とか「今日の朝ごはんは献立に工夫が見られない、外で働いている俺のことを尊重していたらこんな献立にはならないはずだ」とか、お説教が始まり、少しでも反論してしまうと怒鳴りだすようになりました。状況はだんだん悪くなり、少しのミスも許されないような状況になり、私と子供は毎日、元夫が帰ってくる時間になると気が滅入るようになり、怯えて暮らしていました。しかし当時は、子供のためには両親が揃っている方が良いに決まっている、とっていて、なんとかこの状況を改善できないか、家庭環境を良くできないかと思っていました。

元夫の機嫌が悪くなるようなことがないよう常に私が気を配れば、元夫にどんな理不尽な言いがかりをつけられても求められたことを完璧にこなせるようになれば、私さえ我慢すれば…そんな日々を過ごしていましたが、ある日家から出してもらえなくなり、ドアの前に仁王立ちで立ちただかる夫を見て怖くなり、私が 110 番通報したことをきっかけに、警察のすすめでその日のうちに避難することになり、そこから家には戻らずしばらく避難生活を続けた後、別居し、離婚調停→裁判→を経て、離婚が成立しました。

元夫から、直接殴る蹴るなどの暴力は振るわれていませんが、ものを投げられたり、ちゃぶ台をひっく

り返すかのようにテーブルの上のものをメチャクチャに薙ぎ払われたりしましたし、元夫の意見に対して何か私が反論すると、拳を握りしめて振り上げるような動作をされており、これ以上何か言ったら殴るぞと脅されている、と感じていました。毎日が恐怖でした。離婚できてやっと、離れて暮らすことができ、安心して家に帰れるようになりました。

なのに、共同親権とは。

「深刻なDVなどは除く」とあるようですが、私のケースでは肉体的暴力はなかったのに、診断書があるわけでもありません。離婚調停や裁判の時には、裁判所では証拠がないと認定してもらえない、それなら精神的DVがあったかなかったか、などを争点として争う期間が長くなるより、離婚を早く成立させたい、と、そこについては強く争点として求めないので離婚したいです、と、裁判所の人にも伝えて進行していききました。

調停では元夫は離婚を認めず、裁判になりましたが、その間も、裁判所としてはどうか和解で終わらせたい、と、何度も和解はできないのか、と、裁判官から離婚条件のすり合わせを求められました。そこには、判決を書くことなく、和解で終わらせたいという裁判所の意向が感じられました。結局なにをどうしても元夫が離婚を認めなかったため、裁判となり、判決離婚できましたが、共同親権になるのであれば、あの時に精神的DVをもっと強く求め最後まで戦うべきだったと後悔しています。離婚成立後、当時証拠として保全していたものも、いくつかは処分してしまいました。

私としては、辛かった過去と決別し、前を向いて新たな人生として先へ進むために、過去の記録は捨てるという大切なことでしたが、これはこの後どうなるのでしょうか。

離婚成立済みのケースにも遡求して適応されるとなると、証拠が残っていない人も多いのでは？ こんなことが許されて良いはずがありません。

離婚は成立しましたが、その後も何度も面会交流調停を申し立てられており、その度、裁判所からは面会をするよう求められます。いまだ、原則面会交流実施論に取り憑かれているかのように、です。

共同親権になんてなってしまうたら、子どもに関する決定事項に拒否をされたくなければ俺のことを聞け、さもないと全てに拒否してやる、と言われることが目に見えています。

やっと離れて生活することができるようになったのに、離婚も成立したのに、別々の人生を歩む自由がなくなってしまう。また彼の支配下に戻らなくては子どもは進学もできず医療を受けることもできなくなります。

共同親権には断固反対します。(北海道／女性 40代)

84 離婚に伴って調停中です。子どもの親権についても争っているのですが、共同親権になったら困ります。(山形県／女性 40代)

92 離婚について話している最中。今後の内容に注目したい。(宮崎県／女性 40代)

95 夫が、私の不在中に子どもたちに激しく怒鳴ったのをきっかけに、別居しています。以前からも良い関係ではなく、子どもたちが怖がって一緒に居られないと言ったためです。現在私は子どもたちと3人で暮らしています。夫に子どもたちの詳しい様子は伝えていません(子どもが嫌がるので)。

でも今後離婚して共同親権となった場合、進学や様々なことを相談しなければいけなかったり、許可が必要だったり、顔を合わせる必要が出てくるかもしれません。夫はとても短気になって怒ることがあり、それは私や子どもたちには恐怖でしかありません。(北海道／女性 40代)

103 娘はDVで離婚しましたが、元夫は養育費をほとんど払ってきていません。約束を守らない元夫に娘は傷ついています。共同親権を主張されたら、娘はまた精神的に混乱して苦しむと思います。(岐阜県／女性 60代)

122 自身の経験から考えても、離婚後の夫婦が話し合いのもとで円満に共同して子育てがなされる可能性は極めて低いものと思います。自身においては話し合えなかったから離婚に至ったので、先にこういった枠組みが作られることには反対。子ども主体の考え方に欠けていることも非常に問題。DV被害が長引くだけ。(岡山県／女性 50代)

130 DVの証拠を残すことは困難です。子どもの目の前で水をかけられる、大事なものを壊される。壊そうとする。話し合えばキレられるで、正直地獄です。やっと別居できて。でもその時点で新しい家、家財道具揃え直し、学校転校して。どれだけ大変だったか。共同親権は支配する口実を与え、別居を思いとどまらせる道具でしかありません。だって相談できる人はやれているでしょ？(女性 40代)

132 閣議決定してから、気持ちが落ち着きません。精神的DVが理由で別居から3年後に調停を経て離婚し10年くらいたちますが、過去に遡り共同親権になる可能性があると感じ、恐ろしいし、二度と関係を持ちたくないの、気が滅入ります。(女性／反対)

133 共同親権について、いろいろ勘違いしていたことがわかりました。私は親の離婚経験者です。離婚後はもめなかったの、母親だけに育てられました。もしも離婚後ももめるなら、すごく大変ですね。共同って言葉はいいけれども、一つのことをなかなか決定できないのは困るなと思います。本当に問題山積みです。(女性／反対)

134 自分がシングルで子育てをしていることもあり、共同親権が導入されると離婚後のいまの生活にも影響が及ぶことに大きな懸念を抱いています。周りにもDV被害から逃げて離婚した友人などがおり、母子の身の安全はもちろん、離婚後の生活において子どもの権利の剥奪にも繋がるこの法案は、とにかく廃案にすることが必要だと感じています。(女性／反対)

135 これじゃ何のために離婚したんだろうと考えこんでしまうほど理不尽な内容です。自民党議員の安易な閣議決定には無慈悲な思いを隠せません。

140 私は約9年前出産後1ヶ月も経たないうちに夜逃げのように別居し、2年近く裁判所に通った末調停離婚しました。

私はずっと相手からのモラルハラスメントを主張しましたが、結局こちらから和解金を支払い、性格の不一致での離婚成立でした。当時から水面下での共同親権の動きがあったようで下手に裁判にもつれ込まないよう、息子を守りきることを優先するため、理由や金銭にはこだわらなかった。

モラルハラスメントは妊娠中からはじまり、出産時トラブルで私自身心肺停止状態から復帰したあとも続きました。今思えば、妊娠前は私が彼に合わせる生活ができていたから彼との関係が成り立っていました。妊娠出産で私自身が思うように動けなくなったときに問題が表面化したのだと思います。私は彼の心ない言葉で常に追い詰められ、過呼吸をおこし、当時適応障害の診断書ももらえるほどの精神状態でした。

息子の親権を必ず取る、息子を次の被害者にしないために診断は受けずに調停で戦い続けました。

よくしていただいた弁護士先生に「今の親権への方向性がすごく危ない。共同親権を求める人たちが動いている」という話を聞き、怯えながら調停期間を過ごしていました。

息子は今、誰からも健やかに育っていると言ってもらえるほどのびのびと成長してくれています。

月1回の面会交流をちゃんとこなしているから親権は大丈夫。と自分に言い聞かせ、絶対この子を守りきるんだという気持ちでいますが、この法案に対してどうしていいかわからず新聞の記事を見るたびに心が揺さぶられ不安になっていました。

裁判所でモラルハラスメントが認められていない、実際に体への暴力がなかったからこそ、いま共同親権が恐ろしくてたまりません。

また、同じような境遇の方、恐怖の中にいる方もたくさんいると思います。

調停当時の記憶なので曖昧ですが、共同親権の例でよく出てくるアメリカでも問題となっている状態だったと思います。

子どもが思い通りにならないことで危害を加えられる事例や子どもが命を落としてしまう事例があったと思います。

私の場合も子どもはもう小学生ですが、面会交流での彼の様子は赤ちゃん扱いの頃と変わりません。

親子関係ができていない人たちが何としてもこの法案を成立させようとする動きが恐怖でしかありません。(長野県／女性 30 代)

147 娘が夫のモラハラを原因とし、4年間の法定闘争後4年前法廷和解し離婚しました。只DVと異なり身体的損傷等の物的証拠がある訳でなく、モラハラの立証が困難で裁判も長期化しそうで何時解決するかも見えなくなり、一刻も早く相手と縁を切りたい娘はモラハラの立証を待たず不利な条件での和解を承諾し解決した経緯があります。親権は娘にあるものの、月一面会交流(今月で78回目)があります。

我等家族の一番の懸念は、孫を相手に拐われないかという事、実は別居早々娘は相手から「どんな手段用いても子ども渡さない」旨云われた由、その為我等は未だ面会時警戒を怠りません。

こんな状態ですので、共同親権が遡及して認められたら、相手が親権主張と平行して保護者を交えない面会交流を主張してくる事は自明の理です。何としても法制化、ましてや効力の遡及は阻止したいです。

取材とかは、今回の法制化の動きで娘が大分ナイーブになっていますので、ご勘弁頂く事になるかと存じます。(男性 60 代)